## (一社)秋田県貿易促進協会 バナー広告掲載要綱

(目的)

第1条 この要綱は、(一社) 秋田県貿易促進協会ホームページに掲載する広告の取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ次の各号に定めるところ による。
  - (1)協会/協会ホームページ (一社)秋田県貿易促進協会/(一社)秋田県貿易促進協会 が管理するホームページのトップページをいう。
  - (2) 広告 文字または画像で表示された情報で、広告掲載の許可を受けた者 (以下「広告主」 という。) の指定するホームページにリンクする機能を有するものをいう。

(広告の掲載位置、規格)

- 第3条 広告は協会ホームページに掲載するものとする。掲載位置および規格は、次のとおりと する。
  - (1) 掲載位置 協会ホームページ下部、もしくは右下部
  - (2) 大きさ;横160ピクセル $\times$ 縦55ピクセル  $\times$  4枠 とする。
- (3) 形式 GIF もしくは JPEG とする。(アニメーションは不可)
- (4) データ容量は、8KB以下とする。

(掲載禁止広告)

- 第4条 広告およびその広告主が指定したリンク先のホームページの内容が次の各号のいずれ かに該当する場合は、その広告は掲載しない。
  - (1) 法令等に違反するもの、又はその恐れのあるもの
  - (2) 公の秩序もしくは善良の風俗を害するもの、又はその恐れのあるもの
  - (3) 政治性もしくは宗教性のあるもの、又は宗教に関係のあるもの
  - (4) 思想、信条、または社会問題等についての主義・主張に当たるもの
  - (5) 誇大または虚偽の恐れのあるもの
  - (6)協会が推奨しているかのような誤解を与えるもの
  - (7) 第三者の著作権、財産権、プライバシー等を侵害する恐れのあるもの
  - (8) 第三者を誹謗・中傷・排斥するもの、又は第三者に不快の念や危害を与える恐れのあるもの
  - (9) 個人や法人の名刺広告、及び氏名または意見を広告しようとするもの
  - (10) 風俗営業および風俗営業に類似した業種に関するもの
  - (11) その他掲載することが適当でないと協会が認めるもの

(広告の禁止表現)

- 第5条 禁止表現について次の各号に該当する場合は、その広告の掲載を認めない。
  - (1) 閲覧者の意思に反した動きをするもの及び誤解を与える恐れがあるもの例)「閉じる」「キャンセル」等の表現、ラジオボタンなど
  - (2) 実際には機能しないもの
    - 例) 入力できるように見えるテキストボックス、プルダウンメニューなど
  - (3) 閲覧者が協会に関する情報と錯覚する恐れがあるもの例)「職員採用情報」等の表現の掲載など
  - (4) 不快感を与える恐れのある動きをするもの例) 高輝度で点滅するもの、広告の規格で不可になっているものなど
  - (5) その他広告の表現として適当でないと協会が認めるもの

(広告の掲載期間・利用料金)

- 第6条 広告掲載は協会が行うものとし、その期間は原則として1ヶ月間単位とする。
  - (1) 広告を掲載する開始日は、原則として当該広告を掲載する月の初日とする。
  - (2) 広告を掲載する終了日は、原則として当該広告を掲載する月の末日とする。
  - (3) 広告掲載開始日又は広告掲載終了日が、土曜日及び日曜日、または国民の祝日にあたる場合の取扱いは協会が別に定めることとする。

(広告掲載の募集方法)

第7条 協会ホームページ及びメールマガジン、協会発行の広告媒体等に掲載して行う。

(広告掲載の申込み)

第8条 協会ホームページへの広告の掲載を希望する者は、広告掲載開始日から起算して土日・祝日を除いた5日前までに、別紙申込み用紙により協会へ直接申し込むものとする。広告掲載を決定された広告主は、バナー広告を電子メールもしくは CD-ROM 等の記録媒体により提出するものとする。

(協議)

第9条 この要綱に定めのない事項について疑義が生じた場合は、協会と広告主が誠意をもって 協議し、解決を図るものとする。

附則

この要綱は平成 21年 7月 22日から施行する。